

平成28年川俣町議会第5回定例会会議録

平成28年川俣町議会第5回定例会は、9月21日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育委員	渡辺信二君	教育長	神田紀君
教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君	子育て支援課長	佐藤真寿夫君
生涯学習課長	山口功君	代表監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内 彰 書記長 岡 健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案の撤回請求について

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第63号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

議案第64号 川俣町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(質疑・討論・採決)

議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条

例（質疑・討論・採決）

- 議案第 67 号 川俣町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第 68 号 川俣町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第 69 号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第 70 号 川俣町国民健康保険山木屋診療所の指定管理者の指定について
（質疑・討論・採決）
- 議案第 71 号 町道路線の認定について（質疑・討論・採決）
- 議案第 72 号 平成 27 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 73 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 74 号 平成 27 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 75 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 76 号 平成 27 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 77 号 平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 78 号 平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 79 号 平成 27 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 80 号 平成 27 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 81 号 平成 27 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 82 号 平成 27 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 83 号 平成 27 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）
- 議案第 84 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
（討論・採決）

（追加日程）

- 議案第 93 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(説明・質疑・討論・採決)

- 発議第10号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 発議第12号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書
- 発議第13号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書
- 発議第14号 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める意見書
- 発議第15号 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める決議
- 議報告第7号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について(平成27年度分)
- 議報告第8号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第9号 議員研修会の報告について
- 所管事務調査について
- 議員の派遣について
- 閉会中の継続調査申出書について

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） 開会します。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 （午後1時08分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、10番議員 遠藤宗弘君、11番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，「議案の撤回請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、こんにちは。本日は、1時から本会議でございましたが、私の体調不良によりおくれたことにおわび申し上げます。申しわけありませんでした。まず、議案の撤回について申し上げます。

議案第63号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。平成28年9月5日に提出いたしました、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、平成26年6月20日に公布、翌年4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、改正後の教育長の任命には、議会の同意が必要とされたため、地方公務員法上、教育長の身分が、従来的一般職から特別職とされたことから、新たに特別職としての教育長の給与に関する規定を定めるものです。

今回、新たに旧繊維工業試験場跡地の土地賃貸借契約に関する事案の原因は、地権者に対し返還の方針を示した後、丁寧な説明など誠意ある対応が不足し、原状回復に向けた協議ができなかったことにある。今回の問題について私自身の責任を明確にするため、本年10月から6カ月分の給料を30%減額するために、同条例を改正する必要となったため、議案の撤回をいたしたく請求するものであります。

ご理解の上同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案の撤回請求についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、許可することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで暫時休議し、議会運営委員会を開催していただきます。また、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催します。 （午後1時12分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後2時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで議事日程の変更についてお諮りいたします。先ほど、議案

第63号の議案撤回について許可をいただきました。

つきましては、日程第5の議案第63号は撤回されましたので、日程第6、議案第64号、川俣町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を日程第5とし、以後、順次日程を繰り上げたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第64号を日程第5とし、以降、順次日程を繰り上げることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第3、請願・陳情の審査結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(高橋真一郎君) 請願の審査結果を申し上げます。

本委員会に付託された請願は、9月7日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
5	大綱木鍛冶平地内水路補修改良に関する請願書	採択	
6	消火栓設置に関する請願書	採択	

続きまして、陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、9月7日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
7	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	採択	意見書提出

○議長(斎藤博美君) 請願第5号「大綱木鍛冶平地内水路補修改良に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 請願第6号「消火栓設置に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 陳情第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第4，付託議案等の審査結果について報告願います。

平成27年度各会計の歳入歳出決算の審査結果について、決算常任委員長の報告を求めます。

決算常任委員長。佐藤委員長。

○決算常任委員長（佐藤喜三郎君） 8番の決算常任委員会委員長を務めます、佐藤喜三郎でございます。

決算の審査結果について報告をいたします。

平成27年度川俣町各会計歳入歳出決算審査決算常任委員会報告

平成27年度川俣町各会計決算13件につき、9月9日から20日までの12日間各課単位に審査を行った。

決算は、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書である。また、予算を執行した結果どのような成果を挙げたかを示す成果報告書でもある。

本委員会は、議会から歳入歳出決算の審査の付託を受け、「決算審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する。極めて重要な意味を持つものである。」ことを主眼に審査を行った。

以下、各課に対する意見、要望、指摘事項等、主な審査概要は次のとおりである。

平成27年度川俣町各会計歳入歳出決算審査決算常任委員会の日程を申し上げます。

日程、月日、時間、審査課等についての順で申し上げます。

日程	月日(曜)	時間	審査課等
1	9月9日(金)	14:00~16:58	一般会計(企画財政課、原子力災害対策課)
2	9月10日(土)		休会
3	9月11日(日)		休会
4	9月12日(月)	10:00~16:58	一般会計(学校教育課、子育て支援課、生涯学習課、原子力災害対策課) 奨学資金特別会計(学校教育課)
5	9月13日(火)	10:00~16:57	一般会計(原子力災害対策課、総務課、選挙管理委員会、会計室) 小島財産区・飯坂財産区・大綱木財産区・小綱木財産区・山木屋財産区特別会計(総務課)
6	9月14日(水)	10:00~14:45	一般会計(会計室、議会事務局、産業課、農業委員会、原子力災害対策課)
7	9月15日(木)	10:45~15:52	一般会計(産業課、農業委員会、町民税務課) 工業団地造成事業特別会計(産業課)
8	9月16日(金)	10:00~17:51	一般会計(町民税務課、保健福祉課、建設水道課、原子力災害対策課) 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計(保健福祉課) 簡易水道事業特別会計(建設水道課) 水道事業会計(建設水道課)
9	9月17日(土)		休会
10	9月18日(日)		休会
11	9月19日(月)		休会
12	9月20日(火)	13:00~16:08	総括、討論、採決

を行いました。

次に、

(1) 総務課

- ①町政懇談会については内容等を分析し記載すべきである。
- ②自治会未整備の地区は早期に整備するよう努めること。
- ③自治会助成金等予算議決事件については議会と協議し、担当職員の判断ではなく、慎重に対応すること。

(2) 企画財政課

- ①監査委員の決算意見書を踏まえて成果の概要を記述すべきである。
- ②成果の概要には成果の概要及び決算書の関連ページを記載すること。
- ③企画財政課で発議した事業は担当課と綿密に連携し円滑に事業を引き継ぐこと。
- ④各課にまたがる事業については総合調整の役割を十分に果たすこと。

(3) 原子力災害対策課

- ①営農再開のため実証試験のデータは品目ごとに詳細にまとめること。
- ②営農再開関連事業は原子力災害対策課だけではなく産業課と連携し、山木屋における将来的な営農再開に結びつけるよう実施すること。
- ③「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」の内容（参加者、発言等）も記載すべきである。
- ④自主避難者の数は各課連携し把握するとともに避難者に寄り添った施策を実施すること。

(4) 会計室

- ①補助金等の支出については、交付申請から支出まで一連の手続き書類に不備がないか出納機関として検査すること。

(5) 議会事務局

- ①意見書、請願、陳情の件名及び処理結果を記載すること。
- ②費用弁償の支出について検討すること。

(6) 町民税務課

- ①クリーン作戦の参加者数、不法投棄監視パトロールの回収量、花いっぱい運動の参加者数、リサイクル法の分別収集量等、住民参加の事業についてはその成果を明確に記入し実績を分析すること。
- ②新火葬場建設の基本構想は町が策定すべきである。

(7) 建設水道課

- ①福島地方水道用水供給企業団の水道料金は構成市町同一になるように取り組むこと。
- ②水道企業会計未収金に東電賠償請求額を記載すること。

(8) 産業課

- ①昨年も指摘しているが、農振会会長へ支払う報償費と農振会協議会への補助金は区別し、農振会会長へ報償費を支払うこと。
- ②昨年も指摘しているが、町は筆頭株主としての責任を果たし（株）まちづくり

川俣の運営のあり方、支援策等について早急に結論をだすこと。

(9) 保健福祉課

- ①民生委員の選出は自治会に依頼することなく町の責任において選出すること。
- ②臨時福祉給付金未申請者に対しては少数であるので訪問してその意思を確認すること。
- ③町民の実態を把握し、健診受診率が低いことを分析し向上に努めること。

(10) 学校教育課

- ①山木屋小・中学校再開に向けた議論の記載がない。町民も関心がある事なので予算執行が無くても成果の概要に記載すべきである。
- ②すみよし保育園就学支援の状況は把握すべきである。
- ③川俣小学校、川俣南小学校でも楽しい教室を実施すべきである。

(11) 生涯学習課

- ①市町村対抗大会事業（駅伝・軟式野球・ソフトボール）への町補助金については、対応の平等化を図ること。
- ②おじまふるさと交流館、羽山の森美術館、絹蔵において町を紹介する観光パンフレット等を配置し、町のPRを推進すべきである
- ③合宿所の利用促進を図るため来客者へのアンケート調査を実施すべきである。

(12) 子育て支援課

- ①児童遊園施設こども遊び場の塗装修繕は残留放射線対策からも全施設早期に実施すべきである。

《まとめ》

平成27年度の各会計の決算は、町復興計画に定める集中復興期間（平成23年から27年度）最終年分として、重要な年度であった。

復興公営住宅や役場新庁舎建設、羽田産業団地の企業誘致、西部工業団地の開発など目に見えて復興事業が進んだが、各課にまたがる復興公営住宅や営農再開支援事業は各課の連携が取れていないため、企画財政課の総合調整を充分にはたすべきである。

また、関東・東北豪雨被害による補助事業の実施等迅速な対応も見られた。クリーン作戦や花いっぱい運動等、住民と協働のまちづくり事業は継続され大きな成果が出ていた。

しかし、平成26年度決算審査特別委員会審査報告書により指摘された点について改善されていなかったり、委員会に提出した資料の内容を明確に説明できないなど、町の体制及び認識が懸念される場所である。

成果の概要の作成においては、例年通りの記載や単なる事務結果の報告のみならず、事業実績をしっかりと分析の上、今後の事業遂行に役立てるべきであり、誤りのないよう繰り返し確認し記載すべきである。

また、住民参加、参画のまちづくり推進のためには、各種委員会名簿を記載すべきである。

さらに、課によっては、質問の意味が理解できず、回答になっておらず質疑に時間

を費やす事態が生じた。審査にあたって提案者として事業の内容を熟知して臨むべきである。

以上、平成27年度各会計の決算は認定するべきであると決定した。

ただし、議案第72号、平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定の採決に当たっては、賛成5、反対4であったことを申し添えます。

以上、報告いたします。

平成28年9月21日

決算常任委員会委員長 佐藤喜三郎

以上です。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第5、議案第64号「川俣町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 10番、遠藤です。

この報酬審議会のこれは特別職の報酬については、議会で何か特別職報酬等審議会の審議対象の項目なんですけど、この審議会に諮ったという姿は見えないんですが、例えば教育長の報酬を一般職として今度入れるということになるわけですが、このことについては、報酬審議会や何かに諮る必要はないものかどうか。で、ただ機械的にこの報酬、教育委員会、教育長の報酬から一般職の報酬に移しているわけですが、仕事の内容をしてみると、一般職の子ども教育課まで教育委員会で教育長の配下に組み入れてしまうなんかいう全く変則的な。仕事量を見ていると、教育長の仕事ったら非常に大きくなっている。にもかかわらず、報酬審議会も経ないで報酬を決めるということは、何ら差し支えないのかどうか。その辺の見解を聞きたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 遠藤議員の質問にお答えしたいと思います。

この条例改正に当たっては、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって改正するところでございます。その法律の附則第2条第1項の規定によって、今回、教育長の取り扱いについては、教育長が在職している場合においては、同項に規定する在任中に限りこの条例は適用しないということでございますので、現に今、神田教育長いらっしゃいます。神田教育長の任期中については、この審議会のほうには移行しませんので、今回は審議会のほうにはかけないで、金額だけ移行させたというところでございます。

今後、新たに教育長が任命されまして、教育長の報酬金額が上がる、下がるようなときは、やはり審議会にかけて審議をしていただくようなことになるかなと思われま

す。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 私が言っているのは、まあこれはね、新たに決まったときのことだというふうに、私も理解しますよ。そりゃあただし書きがちゃんとあるわけですから。

だけでも、実際の仕事を見ていると、教育長の仕事というのは、どんどん膨らんでいることは認めているんですか。一般、いわゆる町長部局ということでやっていかなくちやなんない子ども教育課まで、押っつけてきているわけでしょ。そうだとしたら、審議会なり何なりに諮ってどうしますかと議論するぐらいのことは、必要ではないかと私は思うんですよ。

だって、今まで一般町長部局でやっていた仕事が、相当数教育委員会に移行しているわけですから。仕事量やなんかはふえてきているわけですよ。これは認めますか。

そうだとすれば、それ相応の対策は必要なんじゃないかと私は考えるんですよ。

○議長（斎藤博美君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

教育委員会、教育長の業務であります。法改正、子育て支援法の施行等によりまして、子育て支援拡充事業については拡充しております。その関係から、教育委員会の業務についてはふえ、また、教育長の業務もふえていると考えております。教育委員会の業務の増加分につきましては、今年度から新たに子育て支援課を設置いたしまして、体制を強化を進めているところでございます。なお、教育長におかれましては、自業務の量の増加に伴いまして、これまで以上にご負担ふえているかと思っておりますが、今後とも引き続き、業務に当たりましてはご活躍いただきますようお願いしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 私の質問には全然答えていないんですね。いや、教育長の仕事ふえているということは、認めていると。反面、町長部局の仕事は減っているんですよ。減っているんですよ。それが移行しているわけですから。

じゃあ、その辺のバランスをとるためにも、私は、この審議会に諮って、仕事の減ったところは減らすなり、ふえたところはふやすなりという対応を本来はすべきなんじゃないかと思うので、あえてこれは尋ねたわけです。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

子育て支援、それに関連する事業につきましては、今年度から新たに子育て支援課を設置するなど、業務については、議員お質しのおり増加をしております。一方、町長部局であります。業務が減っているというのではなく、当然震災対応の業務もございまして。そういったもので著しく減っているという認識はございません。引き続き教育委員会と連携をしながら、子育て支援、その他の業務についても、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 議案第64号から68号までは、同じ提案理由なんですけども、それで、私わからないので、よくわかるようにご説明いただきたいんですが、この経過措置のところは、全部附則第2条第1項の規定によりと、こうなっているんだけど、提案の説明の中では、議案第64号は附則第2条第2項も言っているのね。で、まだ議論にもなっていませんけど、次の65号では第3項言って、66号は第何項だったか、忘れて私記憶ないんですけど、67号も第2項言って、68号も第2項言っているんですよね、附則の提案理由の中で。

私もわからないので、法律として読んでみたんですけど、第3項はわかるんだけど、第2項を言う理由が、この説明の中でね、例えば議案第64号でこの附則の第2項も言う理由は、どういう理由でこの第2項も言わなくちゃいけないのか、そこをお聞きしたいんですけど。

○議長（斎藤博美君） 答弁を求めます。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで、休憩します。再開は3時15分とします。

（午後3時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午後3時19分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 高橋道弘議員の質問にお答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正にする法律によりまして、今回の教育長の立ち位置がちょっと変わったというところは、ご理解いただいていると思います。今までですと、教育委員である教育委員会の教育委員である委員の互選によって、教育長が選出されましたが、今後は、町長の指名によって、議会の同意を得て教育長になるというような法律の改正であります。

そのために、今回議案で提案しています改正法の附則第1項については、在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、この従前の例により在職することとしたというところが、1項で指しているところでございます。

改正附則の第2条第2項では、教育長が在職する場合においては、改正する条例は適用しないというような解説になっておりますので、その条項に基づいて、私のほうで提案説明の中で、第1項及び第2項というような言い回しをしたところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第6, 議案第65号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第7, 議案第66号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第8, 議案第67号「川俣町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第9, 議案第68号「川俣町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第10, 議案第69号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第11，議案第70号「川俣町国民健康保険山木屋診療所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第12，議案第71号「町道路線の認定について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第13，議案第72号「平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 27年度の一般会計の歳入歳出の認定については、決算特別委員会の委員長の報告でもございましたように、この決算書の中には、いわゆる土地の借り上げ料、借りている土地を支払っていないということで、2年間も住民から土地を借りていながら地代を払わないなどという、まさに川俣町議会始まって以来ぐらい

の重大な不祥を起こしているわけですね。しかし、そのことが議会にも報告がない。恐らく監査委員の皆さんの方だってわからないという、内緒にした、隠したまま監査にも出す。議会にも、この一般会計の中には土地代は全然載せないで、未払いのまま、議会から追及されて初めて、実は補正で3年分予算をとってあるんですって。850万何がしの予算とってありますが、そういう失態をやった決算というのは、到底議会で、住民の立場に立ったこういう決算審査の中で認めるわけにはまいりませんので、この決算については、認定するわけにはいきませんので、反対いたします。

○議長（斎藤博美君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで討論を終わります。

これから議案第72号、平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（斎藤博美君） 結構です。起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第14、議案第73号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第15、議案第74号「平成27年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第16, 議案第75号「平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第17, 議案第76号「平成27年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第18, 議案第77号「平成27年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第19, 議案第78号「平成27年度川俣町工業団地造成事

業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第20, 議案第79号「平成27年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第21, 議案第80号「平成27年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第22, 議案第81号「平成27年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第23, 議案第82号「平成27年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第24, 議案第83号「平成27年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第25, 議案第84号「平成27年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算常任委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで、暫時休議します。 （午後 3 時 3 5 分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後 3 時 4 0 分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

議案 1 件、発議 6 件、議報告 3 件、その他 3 件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案 1 件、発議 6 件、議報告 3 件、その他 3 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

ここで、追加日程を配付いたします。（資料配付）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第 1，議案第 9 3 号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第 9 3 号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長の給与に関する条例（昭和 3 1 年川俣町条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川俣町長等の給与に関する条例

第 1 条中「、副町長」の次に「及び教育長」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（給料）

第 2 条 町長等の給料月額は、次のとおりとする。

（1）町長 8 4 万 6, 0 0 0 円

（2）副町長 6 7 万 6, 0 0 0 円

（3）教育長 6 3 万 5, 0 0 0 円

附則に次の 1 項を加える。

1 9 平成 2 8 年 1 0 月分から平成 2 9 年 3 月分までの給料に限り、第 2 条の規定にかかわらず、町長についての給料月額は、給料月額 8 4 万 6, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を、減じて得た額とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、この条例の規定（附則に1項を加える改正規定を除く。）は適用しない。

平成28年9月21日提出

川俣町長 古川道郎

それでは、ご説明申し上げます。

後ろのほうの提案理由のほうの説明に入らせていただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職となる教育長の給与等を定めることが一つであります。また、旧繊維工業試験場跡地の土地賃貸借契約に関し、地権者に対し返還の方針等を示した後、丁重な説明など誠意ある対応が不足し、原状回復に向けた協議ができなかったことは、町長の責任であります。その責任を明確にするため、本年10月から6カ月間の給料を30%減額するため、所要の改正を行うものであります。ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ただいまの提案がありました、特別職、町長、副町長の給与に関する条例の一部改正は、従前の当初提案があったものに、町長が6カ月3割の減額を処分として科すということですが、お伺いしておきますけれども、9月の20日に議長名でこの旧繊維工業試験場跡地の土地問題にかかわる借地料の支払いについて、議長名で全議員の合意のもと、町長にその責任を問うた文書を出したわけですが、この文書がなければこの条例は出てこなかったのかどうか、お伺いしておきます。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

今定例会の一般質問の中で、責任は誰にあるのかお質しがございました。失礼しました。一般質問ではございません。質疑の中で、今回の土地賃貸借契約に関する問題について、責任は誰にあるのかお質しをいただいたところではありますが、その際、私から地方自治法147条、それから148条に基づき、統括代表権及び事務の執行管理権を持つ長が、最終的に責任があるといたしまして、最終的な責任といたしましては町長、そしてそれを補佐する立場である、私副町長にあると答弁を申し上げましたところでございます。

お質しの今回の9月16日、議会からの申し入れ、土地賃貸借契約に関する町長の責任についてという申し入れがなければ、今回の給料の減額、そういったものにはならなかったかというふうなお質しでございますが、こちらについては、責任は町長、副町長にあるとご答弁申し上げましたので、当然、責任については、何らかの形で責任はとるというものを考えておりました。それについて、今回申し入れいただいたのをあわせまして、町長と相談をいたしまして、今回のようなみずからを律する結果となったところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 本町においては、これまでも、古川町長になってから、農林汚染策をやらなかったり、あるいは23年の3.11の震災の際には、川俣町体育館の工事発注が、内部での決裁も行われず工事が始まったということもあったわけでありませぬ。そのほか不祥事の事件は、るるあるわけでございますけれども、これまでそれらの不祥事件あるいは事務の疎漏について、瑕疵について、町長が責任をとったというのとはなかったかと私は思うんですけれども。今般はなぜ責任をとろうと、こういうことになったのか。今までのとはどう違うのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

今回の土地賃貸借契約でございますが、まず25年の9月定例会におきまして、町長から使用する目的のないものについては、予算を使うことはできないと答弁をいたしたところでございます。今回は、地権者に対しまして返還の方針を示した後に、丁寧な説明など誠意ある対応が不足し、原状回復に向けた協議ができなかったということが大きな原因と考えておりますが、その中でも、目的のないものに予算を使うことはできないという方針を示しておきながら、やはり協議ができずに今日まで結果的に借り続けているような状態に至っているというものでございます。この間、地権者の方にも大変なご負担をかけておりますし、また、議員の皆様にも報告がおくれたということがございます。この3年間の長い期間ということも踏まえまして、今回町長と相談して、しっかりとみずから律するべきだということで、6カ月30%の減額ということを決したところでございます。

以上、答弁といたします。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 質問をよく理解して答弁してください。前の2回、（発言する者あり）2回ではないな。今までであったこと。（発言する者あり）それで、今回はなぜということでございます。

副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

以前の事案と違うところということでございますが、先ほどの答弁でも触れましたが、まず、25年の9月の議会の定例会において、目的のないものについては、予算を使うことはできないと答弁していたにもかかわらず、協議が整わない中で、結果的に3年分地代が発生させてしまったということだと考えております。

以上、答弁といたします。（発言する者あり）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 暫時休議します。 （午後3時53分）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後4時09分）

◇

○議長（斎藤博美君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

町長の給料の減額につきましては、平成17年の7月から9月まで3月間、選挙公約で30%だったものを40%減ずるというものをみずから科したものがございます。これは、認定農業者会の不適切な事務処理、また農林業センサスの未実施が起因するものでございました。

今回、同様に給料の30%減を今回は6月やるという、そういったものをみずから科すわけですが、その理由といたしましては、まずは原状回復の協議が進められなかったために、地権者の方に3年間にわたり地代をお支払いしていないという事実がございます。そういったことから、多大なご負担をおかけしたというものが1点。

さらには、25年9月の答弁におきましても、町長みずから目的のないものについては、予算を使うことはできないという答弁をしておきながら、調整ができなかったために、結果として今現在も土地を返還することができずに、借りたままの状態となっていると。

この2点を踏まえまして、今回、強く責任をとるということで、6カ月の30%の減額としたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 質問を受けます。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何だかわかんない答弁だったんですけど。それで、補正予算の説明と、現状のままでいけば、28年度を過ぎまして29年度になっても、今の賃貸契約を解消するというふうな状況にはならないんじゃないかと私は思うんですが、その際は、さらに何らかの措置をみずから科すということになるんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

まずは、丁寧に地権者との協議を進めまして、信頼回復に努めますとともに、解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、今回の要因は、丁寧な説明が欠けまして、信頼を失ったことに加えて、また土地や財産など住民の皆様との課題につきまして、積極的に顧問弁護士、そういった専門家との協議ができなかったことがあるのかなと考えております。

29年度のお話でしたが、しっかりと地権者の方と丁寧に説明をし、また顧問弁護士等との助言も参考にしながら、一日も早い解決に向かって考えていきたいと、取り組んでいきたいと考えております。

29年度になったらどうするということについては、現時点では考えておらず、一日も早い速やかな解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） この土地問題は、補正予算の中でも私はいろいろとお尋ねしたわけですが、どうもすっきりしないんですね。例えば土地を借りてたという自覚は、各担当課長は持っていたのかどうなのか。それを持って、はっきりお尋ねしますが、総務課長や財政課長は、ちゃんと寺久保の土地は借りていたという自覚を持ったまま予算計上をしなかったのかどうなのか、その辺を明確にお知らせ願いたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

先般来触れておりますとおり、平成26年以降は、地権者の方と交渉できない、お会いすることもできない状況でございました。その中で、原状回復の協議ができないということでもございましたので、こちらにつきましては、地権者の方との接触を図りながら進めていきたいという考えがありましたが、叶わない状況でございました。すなわち、原状回復がされていない中でございますので、これは、土地については、借りている状況であったというふうには、推認はしていたと思いますが、そのときにしっかりと法的な手段なり、弁護士さんとの相談ができなかったということが、今回の原因の一つになっているものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） そうすると、土地は、確かに町長は、利用目的のない土地に予算をつけることはできないんだと。これは財政法上、私はあのときは財政法上の問題としてお尋ねしたんですから。そしたら、それはできないということに答えられたんですね。ほんで、予算はつけなかった。じゃ、予算はつけないけれども、土地は借りていたという、今の副町長の答弁だと、自覚は持っていたと。そしたらば、借地料を予算化するというのは、当たり前なことなんじゃないですか。だから、予算を計上しないということは、議会を欺くために予算をつけなかったという理解でいいのかなのか。誰もわからないわけですよ。

あの町長の答弁で聞けば、土地は返したものというのが、議会の共通した認識ですよ。予算計上になっていないわけですから。それを3年も過ぎてから、今さらまとめてこの地代を払いたいからなんかい、こんなとぼけた財政処理というのは、川俣の予算の中で今までなかったと思いますよ。

だから、それは借りていたという自覚があるという上で、予算も計上しないというのは、議会を欺くためだったんですか。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

平成25年の9月定例会で、遠藤議員から町の財政を使うということで、これは目的のないものに使うことは可能なのかなどというお質しがございました。町といた

しましては、財政法上ということよりは、財政の執行に当たっては目的に従ってやっ
ていくので、目的がないものに予算を使うことはできないと答弁したところでござい
ます。

土地を借りている、土地地代が発生していると明確な認識があったのかというお質
しでございますが、先ほども申し上げましたが、こちらについては、原状回復に向け
た協議が進められないというのが1点ございます。その中で、町としては、土地を返
しますという方針を明確にお伝えをしております。ただ、しっかりとした説明ができ
ずに、協議ができなかったという事実がございます。その中で、やはり弁護士さんと
しっかりと相談をしてこなかったというものが大きな問題であると考えております。

明確に借りているという認識が、明確にはなかった中で、ただ協議は進まないとい
う状態は、厳としてあるわけでございますが、その中でしっかりと弁護士さん、専門
家と相談をして問題解決に当たらなかったというものが原因と考えておりますので、
今後はしっかりと一日も早く問題解決に向けまして、地権者の方としっかりと協議を
進めて、また弁護士さんの意見も参考にしながら取り組んでいきたいと考えておりま
す。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） まあ、議会では3回さえ答弁すれば、それで済むんだという認
識で答弁されているようではありますが、とにかく借りているという自覚は持っていな
がら、予算も計上しないということは、まさに議会や監査委員会を欺く行為だとい
うのは、紛れもない事実だと思うんですね。

だって、内容をもっとこんなこと細々とこの場でやるわけにいきませんが、内容証
明を出したわけでしょ。それを本人が持ってきて突き返されたわけでしょ。そういう
事実関係やなんかをあることが明らかであれば、土地はまだ返していないというこ
とは、もう明確なわけでしょ。にもかかわらず、2年間も3年間も予算計上はしないで、
今になって3年分まとめて予算計上するなどというのは、これはとんでもないこと
ですよ。

議会に知れるのを隠すために予算計上、予算計上さえすれば、何ださっきの町長答
弁と違うんじゃないかということ、すぐわかるわけですよ。その時点で議論になっ
ていれば、こんなにこじれる必要がないわけですよ。そういう点では、まさに議会を
欺くためにこのようなこそくな手段をとったというふうに解釈して間違いはないん
ですね。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

25年の8月に地権者の方とは解除したい、解除するというお話をさせていただ
いております。ただ、議員お質のとおりに、解除の申し出につきましては、地権者の方
から直接返却をされているところでございます。ただ、答弁でも申し上げましたとお
り、町といたしましては、目的のないものは利用することが、予算を使うことはでき

ないという方針がございますので、その中で地権者の方と協議を進めたいと考えていたところがございます。で、町としては、返却をするというお話をさせていただいて、その前提で協議を進めておりましたが、協議が進まず、現時点でもまだ未了に終わっているという状況でございます。

この間、私どもとしては、明確に借りているという認識については、明確に借りているという認識はなく、宙ぶらりんのままやったということが正直なところがございます。この間、やはり弁護士等のしっかりとした判断を仰ぐなど、必要な取り組みをしていくべきだったというふうに考えております。

今後は、先ほど申し上げましたとおり、地権者の方と接触することが可能になっておりますので、地権者の方とよくよく話をさせていただいて、また専門家の弁護士の助言も参考にしながら、解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。(発言する者あり)

○議長(斎藤博美君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第2, 発議第10号「川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) 提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番(高橋真一郎君) 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例

川俣町議会委員会条例(昭和49年川俣町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例は適用しない。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第3，発議第11号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明とさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、原発事故からの復興・災害被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方

財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。

よって、本議会は、政府に以下の事項の実現について強く要望します。

記

1. 社会保障、原発事故からの復興・災害被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月21日

衆議院議長	大島理森 様
参議院議長	伊達忠一 様
内閣総理大臣	安倍晋三 様
内閣官房長官	菅 義偉 様
総務大臣	高市早苗 様
財務大臣	麻生太郎 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	石原伸晃 様
経済産業大臣	世耕弘成 様
地方創生担当大臣	山本幸三 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第4，発議第12号「原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明とさせていただきます。

原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年半の月日が経ちましたが、今なお9万人近い人々が全国47都道府県で避難生活を送っています。

政府は昨年、災害救助法の適用によって実施してきた自主避難者（避難指示区域

外)に対する借り上げ住宅等の無償提供を2017年3月限りで打ち切り、福島県による支援策に切り替えることを決定しました。打ち切り対象世帯は1万2,500世帯、2万5,000人といわれ、本町においても71世帯170人を数えています。

しかし、期限が半年後に迫った今も、対象者の実態把握は途上にあり、支援策についても対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者の要請に応えるものとはなっていません。

住宅は最も基本的な生活の基盤です。中でも自助努力で避難生活をつないでいる母子避難者にとっては、唯一の命綱です。これを切られることは、直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子どもたちの未来をも断ち切りかねません。

2012年に制定された「原発事故子ども・被災者生活支援法」は、被災者一人ひとりが自らの意思で居住・移動・帰還の選択を行うことができるように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援する」ことをうたっています。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立によってなされるべきです。

よって本議会は、下記の事項を強く求めるものです。

記

1. 政府は、福島第一原発事故被災者の置かれている現状把握及び支援策遂行のいずれもが途上にあることに鑑み、2017年3月限りの住宅支援打ち切りの方針を撤回、もしくは凍結すること。

2. 政府は「原発事故子ども・被災者生活支援法」を尊重し、抜本的、継続的な住宅支援制度を早急に確立すること。

3. 政府は、避難指示区域内外を問わず避難当事者の意見を十分に聴取し、支援策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
文部科学大臣	松野博一	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
復興大臣	今村雅弘	様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから発議第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第5、発議第13号「原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) 提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番(高橋真一郎君) 朗読をもって説明とさせていただきます。

原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年半の月日が経ちましたが、今なお9万人近い人々が全国47都道府県で避難生活を送っています。

政府は昨年、災害救助法の適用によって実施してきた自主避難者(避難指示区域外)に対する借り上げ住宅等の無償提供を2017年3月限りで打ち切り、福島県による支援策に切り替えることを決定しました。打ち切り対象世帯は1万2,500世帯、2万5,000人といわれ、本町においても71世帯170人を数えています。

しかし、期限が半年後に迫った今も、対象者の実態把握は途上にあり、支援策についても対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者の要請に応えるものとはなっていません。

住宅は最も基本的な生活の基盤です。中でも自助努力で避難生活をつないでいる母子避難者にとっては、唯一の命綱です。これを切られることは、直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子どもたちの未来をも断ち切りかねません。

2012年に制定された「原発事故子ども・被災者生活支援法」は、被災者一人ひとりが自らの意思で居住・移動・帰還の選択を行うことができるように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援する」ことをうたっています。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立によってなされるべきです。

よって本議会は、下記の事項を強く求めるものです。

記

1. 福島県は、福島第一原発事故被災者の置かれている現状把握及び支援策遂行のいずれもが途上にあることに鑑み、2017年3月限りの住宅支援打ち切りの方針を撤回、もしくは凍結すること。

2. 福島県は、避難指示区域内外を問わず避難当事者の意見を十分に聴取し、支援策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

福島県知事 内堀雅雄 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第14号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

失礼しました。発議13号でありました。

13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決されたことにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第6，発議第14号「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。（発言する者あり）

提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明とさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による被害は、強制避難区域以外にも大きく及んでおり、自主避難者を始め、汚染地域に居住している川俣町民にも精神的苦痛や健康への不安、生産活動など大きな被害が発生している。

事故から6年が経過しようとしている今日、避難指示準備区域・居住制限区域の解除が進行しており、将来分の補償が原子力損害賠償紛争審査会において本年12月を目途に検討されているが、強制的避難区域以外の住民への補償・賠償は平成24年3月、同年12月の支払い以外まったく進展していない。

よって、本議会は原因者である政府に対し、福島県民、個人企業も含めた全被害者への全面的な将来分の損害賠償を速やかに支払うよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

内閣総理大臣	安倍晋三 様
財務大臣	麻生太郎 様
文部科学大臣	松野博一 様
経済産業大臣	世耕弘成 様
復興大臣	今村雅弘 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第7、発議第15号「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める決議」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明とさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める決議

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による被害は、強制避難区域以外にも大きく及んでおり、自主避難者を始め、汚染地域に居住している川俣町民に

も精神的苦痛や健康への不安、生産活動など大きな被害が発生している。

事故から6年が経過しようとしている今日、避難指示準備区域・居住制限区域の解除が進行しており、将来分の補償が原子力損害賠償紛争審査会において本年12月を目途に検討されているが、強制的避難区域以外の住民への補償・賠償は平成24年3月、同年12月の支払い以外まったく進展していない。

よって、本議会は原因者である東京電力に対し、福島県民、個人企業も含めた全被害者への全面的な将来分の損害賠償を速やかに支払うよう強く要求する。

平成28年9月21日

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬直巳 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第8，議報告第7号「農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成27年度分）」について報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第9，議報告第8号「所管事務調査結果報告について」、各常任委員長から報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 初めに、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

高橋真一郎君。

○総務産業常任委員長（高橋真一郎君） それでは、総務産業常任委員会所管事務調査報

告をいたします。

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成28年9月21日

総務産業常任委員会委員長 高橋真一郎

記

1. 調査事項・方法

(1) 北海道訓子府町を訪問し、近代化事業（公共施設、道路整備、商店街）について説明を受け研修を行なった。

(2) 北海道清水町を訪問し、地域特産品振興について説明を受け研修を行なった。

2. 調査期日

平成28年6月28日（火）から30日（木）までの3日間

3. 調査参加者

総務産業常任委員会 5名

建設水道課 1名

議会事務局 2名

計 8名

4. 調査結果及び報告は、以下記載のとおりであります。

○議長（斎藤博美君） 次に、厚生文教常任委員会委員長、報告願います。

高橋道也君。

○厚生文教常任委員会（高橋道也君） 厚生文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成28年9月21日

厚生文教常任委員会委員長 高橋道也

記

1. 調査事項・方法

(1) 香川県三木町を訪問し、子育て支援事業について説明を受け研修を行なった。

(2) 高知県梶原町を訪問し、子育て支援事業について説明を受け研修を行なった。

2. 調査期日

平成28年6月21日（火）から23日（木）までの3日間

3. 調査参加者

厚生文教常任委員会 5名

子育て支援課 1名

議会事務局 2名

計 8名

4. 調査結果及び報告、記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（斎藤博美君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第10、議報告第9号「議員研修会の報告について」報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙報告書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) 初めに、広報編集常任委員会委員長、報告願います。

菅野清一君。

○広報編集常任委員長(菅野清一君) 広報編集常任委員会として、平成28年度町村議会広報クリニックに出席したので報告する。

広報編集常任委員会委員長 菅野清一

記

- | | |
|--------|------------------|
| 1. 目的 | 議会広報の編集、作成の研修 |
| 2. 場所 | 東京都千代田区 全国町村議員会館 |
| 3. 日時 | 平成28年7月12日(火) |
| 4. 出席者 | 広報編集常任委員会 5名 |
| | 議会事務局 1名 |
| | 計 6名 |

内容は、記載のとおりです。

以上、報告する。

○議長(斎藤博美君) 次に、私から報告いたします。

なお、この場からの報告をお許し願います。

第11回伊達郡町議会議員大会報告書

このことについて、下記のとおり議員大会に出席したので報告する。

平成28年9月21日

川俣町議会議長 斎藤博美

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 目的 | 豊かでゆとりある地域社会の実現をめざすとともに、地方議会の一層の活性化を図り、もって地域の発展と住民福祉の向上に努める。 |
| 2. 場所 | 桑折町 複合施設「イコーゼ！」 |
| 3. 日時 | 平成28年7月15日(金) |
| 4. 出席者 | 議員 11名 |
| | 議会事務局 3名 |
| | 計 14名 |

大会の内容は、記載のとおりであります。

- ◇ ◇ ◇
- 議長（斎藤博美君） 追加日程第11, 「所管事務調査について」。
議会事務局長。
- 議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。
- 議長（斎藤博美君） ただいまの朗読のとおり、広報編集常任委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。
お諮りします。ただいま通知のとおり、実施することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。
よって、所管事務調査については、ただいま通知のとおり実施されるように決定いたしました。

- ◇ ◇ ◇
- 議長（斎藤博美君） 追加日程第12, 「議員の派遣について」。
議会事務局長。
- 議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。
- 議長（斎藤博美君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、参加することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま朗読のとおり、参加することに決定いたしました。

- ◇ ◇ ◇
- 議長（斎藤博美君） 追加日程第13, 「閉会中の継続調査申出書について」を議題といたします。
議会事務局長。
- 議会事務局長（大内 彰君） 別紙申出書を朗読した。
- 議長（斎藤博美君） 総務産業、厚生文教、予算及び広報編集の各常任委員長並びに議会運営委員長から各常任委員会等において、所管事務または所管事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出がありました。
お諮りします。各常任委員長等からの申し出のとおり、閉会中継続調査をすることにご異議ありませんか
（「異議なし」という声あり）
- 議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。
したがって、各常任委員長等から申し出のとおり、閉会中継続調査をすることに決定しました。

- ◇ ◇ ◇
- ◎閉議及び閉会の宣告
- 議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期 21 日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心から御礼申し上げます。

これをもちまして、平成 28 年第 5 回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。
(午後 5 時 03 分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 6 号 例月出納検査等の結果報告について
- 報告第 9 号 寄附採納報告
- 報告第 10 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 議案第 62 号 山木屋地区復興拠点（商業施設）新築工事請負契約の締結について
- 議案第 64 号 川俣町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 65 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 66 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例
- 議案第 67 号 川俣町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例
- 議案第 68 号 川俣町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議案第 69 号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 70 号 川俣町国民健康保険山木屋診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 71 号 町道路線の認定について
- 議案第 72 号 平成 27 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成 27 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76 号 平成 27 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77 号 平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78 号 平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79 号 平成 27 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80 号 平成 27 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81 号 平成 27 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82 号 平成 27 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83 号 平成 27 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 85 号 平成 28 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 86 号 平成 28 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 87 号 平成 28 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 88 号 平成 28 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 89 号 平成 28 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 90 号 平成 28 年度川俣町小島財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 91 号 平成 28 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 92 号 平成 28 年度川俣町大綱木財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 93 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 発議第 10 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第 11 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 発議第 12 号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書
- 発議第 13 号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書
- 発議第 14 号 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める意見書
- 発議第 15 号 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める決議
- 議報告第 7 号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成 27 年度分）
- 議報告第 8 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 9 号 議員研修会の報告について
- 所管事務調査について
- 議員の派遣について
- 閉会中の継続調査申出書について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤博美

同 署名議員 遠藤宗弘

同 署名議員 菅野清一